

報道関係各位

平成 27 年 8 月 25 日

～東日本大震災被災者、DV 等被害者、長期入院・入所中の一人暮らしの方へ～
**マイナンバー通知を、やむを得ず住民票の住所で受け取れない方は、
事前に「居所情報登録」を！**

10 月から、皆さんの住民票に記載されたご住所に、マイナンバーをお知らせする通知カードが簡易書留で届きます。一方、やむを得ない理由により、住民票に記載された住所でマイナンバーの通知を受け取れない方や受け取りたくない方もおいででしょう。そうした方は、事前に居所情報を登録すれば、住民票を動かすことなく、実際にお住いの住所でマイナンバー通知を受け取ることができます。

以下の方は、事前に居所情報を登録申請することで、登録された住所でマイナンバーを受け取ることができます。

- ◎東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難されている方
- ◎DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で住所地以外の居所に移動されている方
- ◎一人暮らしで、長期間、医療機関や施設等に入院・入所されている方



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

<関連リンク>

政府広報オンライン／特集「社会保障・税番号制度」（マイナンバー）

URL : <http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/>

事前登録により、住民票以外の住所で通知を受け取れる方

- ・東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難されている方
- ・DV、ストーカー行為、児童虐待等の被害者で住所地以外の居所に移動されている方
- ・一人暮らしで、長期間、医療機関や施設等に入院・入所されている方

上記に該当する方は、現在お住まいの住所の登録（居所情報登録）を行うことで居所への通知カードの送付が可能となるため、以下に従って、事前に登録申請を行って下さい。

「居所情報登録」の申請は、9 月 25 日（金）までに住民票のある市区町村に！

「居所情報登録申請書」（※）を入手し、氏名、居所、やむを得ない理由などの情報を記入の上、9 月 25 日（金）までに、住民票のある市区町村に持参または郵送してください。

※：申請書は総務省ホームページからダウンロード、またはお近くの市区町村窓口で入手できます。

【登録期間】8 月 24 日（月）～9 月 25 日（金）

<申請書のダウンロード（総務省ホームページ）はこちら>

URL : http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/08.html

登録申請に関してご不明点のある方は、下記へお問い合わせください。

【全国共通ナビダイヤル】0570-20-0178（9:30～17:30）※土日祝日・年末年始を除く

◎10月から通知がはじまるマイナンバー。制度の詳細は、以下のリンクもご参照ください。

<政府広報オンライン/マイナンバー制度のポイント>

URL : <http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/mynumber/point/index.html>

「政府広報オンライン」～国の行政情報に関するポータルサイト

内閣府政府広報室では、ポータルサイト「政府広報オンライン」や各種ソーシャルメディアを活用して、さまざまな国の取組のなかから、“毎日の暮らしに役立つ情報”や“重要な施策の広報キャンペーン”などを日々ご紹介しています。ぜひご覧下さい。

▼『政府広報オンライン』トップページ

<http://www.gov-online.go.jp/index.html>

▼『政府広報オンライン』ソーシャルメディア公式アカウント

Facebook : http://www.facebook.com/gov_online

Twitter : https://twitter.com/gov_online

政府広報オンライン

検索



政府広報アプリと電子書籍

政府広報オンラインでは、スマートフォンやタブレット端末向けに「政府広報アプリ」と、そのアプリで読める電子書籍を無料で提供しています。電子書籍では、政府広報オンラインのコンテンツから、防災・減災など、暮らしにかかわりの深いものや生活に役立つ記事・動画などをピックアップして公開していきます。アプリと電子書籍のダウンロードはこちらから。



▼政府広報アプリ

<http://www.gov-online.go.jp/pr/media/app/index.html>

本件に関するお問合せ

内閣府政府広報室 03-3581-7026(直通)